

27 日 獣 発 第 35 号

平成 27 年 4 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

ゴールデンウィークにおける口蹄疫等に関する防疫対策の徹底について

このことについて、平成 27 年 4 月 16 日付け 27 消安第 465 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①我が国での口蹄疫の発生は、平成 22 年の宮崎県の事例以降確認されていないものの、韓国や中国をはじめとした東アジア地域においては、口蹄疫（O 型、A 型）の発生が続発していること、②特に韓国では昨年 12 月の発生以降、今月 13 日までに 180 件の発生が確認されており、我が国に地理的に近く、人や物の往来が多い近隣諸国からの我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは依然として極めて高い状態にあると考えられること、③また、高病原性鳥インフルエンザについても、台湾などの近隣諸国で多数の発生が確認されていること、④ 4 月下旬からゴールデンウィークを迎えるに当たり、日本から海外への渡航者が増えることが予想されることから、従来からの防疫対策に加え、改めて畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底、衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底、口蹄疫等に関する情報の共有、連絡体制の確認について、畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等に対する周知とともに防疫対策に万全を期すよう指導の徹底について、都道府県畜産主務部長に通知した旨、本会会員に了知の上、円滑な防疫対策の実施について協力を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第465号
平成27年4月16日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。



写

27消安第465号

平成27年4月16日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について

口蹄疫に係る防疫対策については、これまで、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）、「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成26年12月8日付け26消安第4383号農林水産省消費・安全局長通知）等により、畜産関係者に対し、飼養衛生管理基準の遵守の徹底、注意喚起の徹底等をお願いしてきたところです。

我が国での口蹄疫の発生は、平成22年の宮崎県の事例以降確認されておりませんが、韓国や中国をはじめとした東アジア地域においては、口蹄疫（O型、A型）の発生が継続しています。特に、韓国では昨年12月の発生以降、今月13日までに180件の発生が確認されており、本年4月においても引き続き発生が確認されていることから、我が国に地理的に近く、人や物の往来が多い近隣諸国から我が国へ口蹄疫ウイルスが侵入するリスクは依然として、極めて高い状況にあると考えられます。

また、高病原性鳥インフルエンザについても、台湾などの近隣諸国で多数の発生が確認されていることから、「今冬の台湾における高病原性鳥インフルエンザの大流行に伴う今春以降の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の徹底について」（平成27年3月20日付け26消安第6555号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を発出し、防疫対策の徹底をお願いしているところです。

つきましては、今月下旬からゴールデンウィークを迎えるに当たり、日本から海外への渡航者が増えることが予想されるため、従来からの防疫対策に加え、改めて下記の事項について、畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知するとともに、防疫対策に万全を期するよう指導の徹底をお願いいたします。

記

- 1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

畜産関係者等に対しては、本病の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。）に立ち入らないこと。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

2 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

家畜の所有者に対して、衛生管理区域に必要な人を入らせず、また、物を持ち込ませないようにする。やむを得ず人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないように改めて指導を徹底すること。

3 口蹄疫等に関する情報の共有について

農林水産省から提供された口蹄疫等に関する種々の情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫対応等に有用と考えられるものとして農林水産省消費・安全局動物衛生課が周知するよう指定した情報については、確実かつ迅速に畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等に周知すること。

4 連絡体制の確認について

発生時の連絡体制については、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針第2の2の(8)及び口蹄疫防疫指針第2の2の(9)において、市町村等との連絡体制を整備することとされているが、年度当初であり、人事異動もあることから、改めて、連休中の閉庁日においても緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、緊急時に連絡することとなる畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等との連絡体制を点検し、緊急時に備えるものとする。